

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（情報システム課）

一 趣旨

県民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務の追加をするとともに、本人確認情報を利用することができる事務の追加等をするための改正

二 内容

- (一) 埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正
個人番号を県が独自に利用する事務の追加等
- (二) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正
 - ア (一)の事務を本人確認情報を利用できる事務に追加
 - イ 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(二)イは公布の日